

## 株式会社NIPPO（仮称）横浜第2リサイクルセンター新設事業 計画段階配慮書に対する配慮市長意見（案）

## ○全般的事項

- ・本事業は、建設系の産業廃棄物であるがれき類の破碎処理施設を設置し、管理・運営するものであることから、特に粉じん等による周辺環境への影響に配慮するとともに、作業環境についても十分配慮した計画としてください。
- ・今後の事業の進展においては、環境に関する本市の最新の計画等と整合を図るなどの検討を重ね、適切な事業計画としてください。
- ・配慮事項に対する配慮の内容について、各々の検討状況を方法書に記載してください。

配慮指針に掲げられている配慮事項	選定	事業者が配慮書で記載した配慮の内容（概要）又は非選定の理由	配慮市長意見（案）
(1)【周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮】  計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。  「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。  また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。	○	<p><b>【施設配置】</b> 既存の建築物内に施設を配置することで、これまでの土地利用を維持。</p> <p><b>【温室効果ガスの削減】</b> 省エネルギー型機器の採用や従業員の公共交通機関の利用促進等による温室効果ガスの排出削減を実施。</p>	・施設の設置や作業等、事業実施のあらゆる段階で省エネルギーに努めるとともに、再生可能エネルギーを積極的に導入するなど、温室効果ガスの排出削減の取組みを推進してください。
(2)【環境関連情報の収集、及び環境資源等の現況把握】  計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。	○	<p><b>【現況把握】</b> 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況を把握。</p>	なし
(3)【計画段階からの安全な工法等の検討、市民への情報提供】  工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。	○	<p><b>【安全な工事計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の敷地及び建築物を利用するため、工事中の粉じんや騒音等の影響を最小限とする。</li> <li>工事計画の策定に当たっては、より安全な工法や工程等を検討。</li> </ul> <p><b>【市民への情報提供】</b> 工事中は看板の設置等により市民への情報提供に努める。</p>	・事業の計画段階から、近隣の住民や事業者とのコミュニケーションを図り、積極的な情報提供に努めてください。
(4)【環境形成に関する法令等の遵守】  環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。	○	<p><b>【法令等の遵守】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「環境への負荷の低減に関する指針」</li> <li>「第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画」</li> <li>「横浜市水と緑の基本計画」等 これらの上位計画を踏まえ、事業を実施。</li> </ul>	なし
(5)【工作物や敷地の緑化、及び生物の生息生育環境の確保】  建物屋上や壁面、調整池などの工作物や、緩衝帯などの敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。	○	<p><b>【緑化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな植栽を行う場合には、郷土種中心の植栽に努める。</li> <li>建築物の壁面の緑化についても検討。</li> </ul>	・新たな植栽により敷地内の緑化を図るなど、生物の生息生育環境を積極的に確保してください。 ・緑化に際しては郷土種を中心に用い、生物多様性の保全と創造を推進してください。
(6)【エネルギー使用の合理化、及び未利用エネルギーの活用】  高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。	○	<p><b>【省エネルギー機器の採用及び再生可能エネルギーの活用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備機器は、省エネルギー型機器の採用に努める。</li> <li>太陽光発電設備の導入についても検討。</li> </ul>	・太陽光発電設備やその他の省エネルギー型の設備機器類を導入してください。 ・設備機器類のエネルギー使用量を把握・分析し、適宜運用改善を図るなど、エネルギー使用の合理化及び未利用エネルギーの活用を積極的に推進してください。
(7)【グリーン購入、グリーン電力の導入】  建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、調達が可能な場合はグリーン電力の導入に努める。	○	<p><b>【グリーン購入等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設資材や設備等の確保に際しては、グリーン購入に努める。</li> <li>グリーン電力についても調達が可能か検討。</li> </ul>	・積極的にグリーン購入及びグリーン電力の調達を推進してください。

配慮指針に掲げられている配慮事項 <small>本事業に係る配慮事項</small>	選定	事業者が配慮書で記載した配慮の内容（概要）又は非選定の理由	配慮市長意見（案）
(8)【運輸部門における二酸化炭素の排出抑制】 次世代自動車の積極的な導入、充電器等のインフラ整備、公共交通等の利用促進などにより、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。	○	<p><b>【公共交通の利用】</b> 従業員の通勤には公共交通の利用を促進。</p> <p><b>【低公害車・船舶の利用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業用等の社有車には低公害車を利用。</li> <li>・製品搬出の一部には船舶を利用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬出入車両については、事業計画に示した台数が大幅に増加するこがないよう計画的に事業を推進するとともに、船舶の利用計画について方法書に記載してください。</li> <li>・社有車のほか社外の車両に対しても、アイドリングストップの励行等、エコドライブを促進してください。</li> </ul>
(9)【ライフサイクルを通じた温室効果ガスの低減、長寿命化】 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの低減に努める。	○	<p><b>【建設から解体までを通じて出される温室効果ガスの低減】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の建築物を利用することで、温室効果ガスを低減を図る。</li> <li>・本事業の推進により、開発事業の温室効果ガスの低減に貢献。</li> </ul>	なし
(10)【ヒートアイランド現象の抑制】 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。	○	<p><b>【微気候への配慮及びヒートアイランド現象の抑制】</b></p> <p>駐車スペース等における保水性舗装の採用や、建築物の屋根面の遮熱塗装を行うこと等を検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保水性舗装や遮熱塗装等、ヒートアイランド現象の抑制に資する対策を積極的に導入してください。</li> <li>・空調機器や給湯器等の設備を導入する場合は、人工排熱を抑制するため、高効率の仕様としてください。</li> </ul>
(11)【周辺建物との連続性、後背地との調和】 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。	×	<p><b>【建築物の外観】</b></p> <p>本事業の主要な建築物は、既存の建築物を利用するため非選定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存建築物の改修や塗装をする場合には、周辺環境との調和を図ってください。</li> <li>・建築物や工作物を新たに設置する場合には、周辺環境との調和を図ってください。</li> </ul>
(12)【火災、爆発等の発生防止】 火災、爆発等の発生を防止するとともに、周辺への影響に留意した土地利用や施設の整備に努める。	○	<p><b>【消防法、高圧ガス保安法等の遵守】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳剤製造施設では消防法の指定可燃物であるアスファルトを取り扱い、高圧ガス保安法で規制される量のLPGを貯蔵することから、関係法令等を遵守。</li> <li>・火災、爆発等の発生を防止できる施設の整備に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災や爆発等の発生を防止できるよう、施設の整備内容について方法書に記載してください。</li> <li>・計画地は、津波による浸水や液状化の可能性がある地域とされていることから、地震発生時の対応について検討してください。</li> </ul>
(13)【低公害な設備の導入や高効率の公害防止施設の設置】 最新の技術を用いた低公害な設備の導入や、高効率の公害防止施設を設置することにより、廃棄物処理工程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害化学物質、土壤汚染物質等を抑制する。	○	<p><b>【粉じん、騒音等の対策】</b></p> <p>廃棄物処理施設を建屋内に設置することにより、粉じん、騒音等の発生を抑制。</p> <p><b>【作業環境の保全】</b></p> <p>破碎処理における手選別工程では、作業員の作業環境を考慮し、建屋内に作業ブースを設置。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物や製品の保管・積替等の作業は、屋外では行わない計画としてください。</li> <li>・破碎機等の選定に当たっては、低騒音・低振動のものを選定してください。</li> <li>・作業工程の中で、粉じんや騒音、振動、悪臭等の発生を極力抑えるとともに、それらが発生する場合には、屋内外への飛散・拡散を防止するための措置を講じてください。</li> <li>・作業員の粉じん等による被ばくを極力回避するよう、適切な作業環境を実現してください。</li> </ul>
(14)【熱源・燃料は電気またはガス】 焼却ごみ以外の熱源・燃料は、電気又はガスを使用する。	○	<p><b>【熱源・燃料は電気及びガス】</b></p> <p>本事業の熱源・燃料は、主に電気を使用し、一部ガス（LPG）を使用。</p>	なし
(15)【ばい煙排出量を極力現状以下】 ばい煙発生施設を更新あるいは増設する場合には、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじんの排出量（年間排出量）を極力現状以下にする。	○	<p><b>【低NOxボイラーの使用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置するボイラーは、ガス（LPG）を燃料とする。</li> <li>・低NOx型機器を採用し、NOx等の排出を抑制。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低公害ボイラーを選定し、その仕様や管理・運転方法等を方法書に記載してください。</li> </ul>
(16)【排水汚濁物質排出量を極力現状以下】 排水を排出する施設の更新あるいは増設する場合には、COD、BOD、SSの排出負荷量（年間排出量）を極力現状以下にする。	○	<p><b>【浄化槽の新設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラントからは排水は排出しない。</li> <li>・事務所棟からの生活排水については浄化槽を新設し、汚濁物質の低減に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BODや窒素、リン等を高効率に除去できる設備を選定し、その仕様や管理・運転方法等を方法書に記載してください。</li> </ul>
(17)【最終処分場のレクリエーション施設等の設置】 最終処分場については、レクリエーション施設等を設置し、市民開放を行うよう努める。	×	<p><b>【土地利用】</b></p> <p>本事業は、最終処分場を設置する事業ではないため非選定。</p>	なし
(18)【廃棄物の発生抑制等】 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。	○	<p><b>【生活系廃棄物の発生抑制】</b></p> <p>主に事務所棟から発生する生活系廃棄物の発生抑制に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物に係る3Rの取組を推進してください。特に、受け入れたがれき類については高精度に分別し、最終処分する廃棄物の量を極力最小限してください。</li> </ul>